

別紙 1

首都圏人材確保支援事業補助金の認定申請に関する誓約事項

確認した誓約事項のチェック欄にレ点を付けてください。

誓約事項	チェック欄
<p>1 補助金を受領後、次のいずれかに該当する場合は、交付を受けた補助金の全額又は半額を返還します。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合：全額</p> <p>(2) 補助金の認定申請日から起算して3年未満で市外に転出した場合：全額</p> <p>(3) 補助金の認定申請日から起算して1年以内に離職し、又は市外の勤務地に異動した場合：全額</p> <p>(4) あいちスタートアップ創業支援事業費補助金事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額</p> <p>(5) 補助金の認定申請日から起算して3年以上5年以内に市外に転出した場合：半額</p>	<input type="checkbox"/>
<p>2 愛知県移住支援事業及び刈谷市首都圏人材確保支援事業に関する報告及び立入調査について、愛知県及び刈谷市から求められた場合は、それに応じます。</p>	<input type="checkbox"/>

上記の事項について、これを遵守することを誓約します。

年 月 日

署名欄： _____